

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第88号）が本日付けをもって公布され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表VI及びVIIに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和元年10月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成30年3月5日保医発0305第11号）は、令和元年9月30日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成31年3月29日医政発0329第45号、保発0329第4号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Vに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表IVに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表IVに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエスチル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Iとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性レジンセメント及びグラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料IIとは、定義通知別表V047に規定するものであり、グラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料IIIとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Iとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化グラスアイオノマー並びに初期う蝕小窓裂溝填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料I・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窓裂溝填塞材が含まれること。
- (11) 歯科充填用材料IIとは、定義通知別表V050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びグラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) 歯科充填用材料IIIとは、定義通知別表V051に規定するものであり、歯科用硅酸セメント、硅燐酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンをいうものであること。
- (13) 複合レジン築造用とは、定義通知別表V052に規定するものであり、歯科充填用コンポジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末、液及びペーストをいうものであること。
- (14) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (15) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (16) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Vに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型補綴が可能なものであること。
- (17) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (18) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準の別表のVIIに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

5 経過措置

次に掲げる区分については、令和2年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。ただし、M021 線鉤、M021-2 コンビネーション鉤、M023 バー及びN020 鉤については、定義通知別表V017に規定する歯科鋳造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用又は定義通知別表V019及びVI021に規定する歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用を使用する場合に限る。

(別紙1)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

3 鋳造用ニッケルクロム合金

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(2) ニッケルクロム合金

2 レジン前装金属ポンティック

(2) ニッケルクロム合金を用いた場合

M020 鋳造鉤（1個につき）

3 鋳造用ニッケルクロム合金

M021 線鉤（1個につき）

1 不锈鋼及び特殊鋼

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

2 鋳造鉤に鋳造用ニッケルクロム合金又は鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不锈钢及び特殊鋼を用いた場合

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー

(2) 鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金

(別紙2)

N020 鉤（1個につき）

1 簡単なもの

不锈钢及び特殊鋼

2 困難なもの

不锈钢及び特殊鋼

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	70点
ロ 小臼歯・前歯	44点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33点
ロ 小臼歯・前歯	21点

(ファイバーポスト)

1本につき	91点
-------	-----

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III

2 仮着 (1歯につき)

3 口腔内装置等の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III又は歯科充填用即時硬化レジン	4点
----------------------------------	----

M009 充填（1窓洞につき）

1 齒科充填用材料 I		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの	11 点	
ロ 複雑なもの	29 点	
(2) ガラスアイオノマー系		
イ 標準型		
a 単純なもの	10 点	
b 複雑なもの	26 点	
ロ 自動練和型		
a 単純なもの	10 点	
b 複雑なもの	26 点	
2 齒科充填用材料 II		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの	4 点	
ロ 複雑なもの	11 点	
(2) ガラスアイオノマー系		
イ 標準型		
a 単純なもの	4 点	
b 複雑なもの	10 点	
ロ 自動練和型		
a 単純なもの	4 点	
b 複雑なもの	10 点	
3 齒科充填用材料 III		2 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金		
(1) インレー		
複雑なもの	729 点	
(2) 4分の3冠	911 点	
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの	201 点	
b 複雑なもの	372 点	
ロ 5分の4冠	468 点	
ハ 全部金属冠	590 点	
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの	137 点	
b 複雑なもの	273 点	
ロ 4分の3冠	337 点	
ハ 5分の4冠	337 点	
ニ 全部金属冠	422 点	
3 鋳造用ニッケルクロム合金		
(1) 大臼歯		

イ インレー		
a 単純なもの	4 点	
b 複雑なものの	4 点	
ロ 5分の4冠	8 点	
ハ 全部金属冠	10 点	
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの	4 点	
b 複雑なものの	4 点	
ロ 4分の3冠	6 点	
ハ 5分の4冠	6 点	
ニ 全部金属冠	8 点	
4 銀合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なものの	19 点	
b 複雑なものの	34 点	
ロ 5分の4冠	44 点	
ハ 全部金属冠	54 点	
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		
イ インレー		
a 単純なものの	12 点	
b 複雑なものの	25 点	
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	31 点	
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	31 点	
ニ 全部金属冠	40 点	
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）		
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	526 点	
2 鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17 点	
3 銀合金を用いた場合	87 点	
M015 非金属歯冠修復（1歯につき）		
1 レジンインレー		
(1) 単純なものの	29 点	
(2) 複雑なものの	40 点	
2 硬質レジンジャケット冠		
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点	
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	200 点	
M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）		
1 CAD/CAM冠用材料（I）	289 点	
2 CAD/CAM冠用材料（II）	533 点	
注 CAD/CAM冠用材料（II）を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料（I）により算定する。		

M016 乳歯冠（1歯につき）

- | | |
|--|------|
| 1 乳歯金属冠 | 30 点 |
| 2 その他の場合
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
1歯につき | 2 点 |
| 3 永久歯金属冠 | 30 点 |

M017 ポンティック（1歯につき）

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 鋳造ポンティック
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ 大臼歯
ロ 小臼歯 | 679 点
551 点 |
| (2) 銀合金又はニッケルクロム合金
大臼歯・小臼歯 | 44 点 |
| 2 レジン前装金属ポンティック
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合
イ 前歯
ロ 小臼歯
ハ 大臼歯 | 408 点
551 点
679 点 |
| (2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合
イ 前歯
ロ 小臼歯
ハ 大臼歯 | 56 点
56 点
56 点 |

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

- | | |
|--|--------------------------|
| 1 局部義歯（1床につき）
(1) 1歯から4歯まで
(2) 5歯から8歯まで
(3) 9歯から11歯まで
(4) 12歯から14歯まで | 2 点
3 点
5 点
7 点 |
| 2 総義歯（1頸につき） | 10 点 |

M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） 39 点

M020 鋳造鉤（1個につき）

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 14カラット金合金
(1) 双子鉤
イ 大・小臼歯
ロ 犬歯・小臼歯 | 965 点
785 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき）
イ 大臼歯
ロ 犬歯・小臼歯
ハ 前歯（切歯） | 785 点
603 点
464 点 |
| 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） | |

(1) 双子鉤		
イ 大・小白歯	543 点	
ロ 犬歯・小白歯	424 点	
(2) 二腕鉤 (レストつき)		
イ 大臼歯	373 点	
ロ 犬歯・小白歯	324 点	
ハ 前歯 (切歯)	300 点	
3 鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金	5 点	
M021 線鉤 (1個につき)		
1 不锈鋼及び特殊鋼	9 点	
2 14カラット金合金		
(1) 双子鉤	470 点	
(2) 二腕鉤 (レストつき)	364 点	
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		
1 鋳造鉤に金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不绣鋼及び特殊鋼を用いた場合		
(1) 前歯	194 点	
(2) 犬歯・小白歯	206 点	
(3) 大臼歯	230 点	
2 鋳造鉤に鋳造用ニッケルクロム合金又は鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不绣鋼及び特殊鋼を用いた場合		
(1) 前歯	46 点	
(2) 犬歯・小白歯	46 点	
(3) 大臼歯	46 点	
M023 バー (1個につき)		
1 鋳造バー		
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	870 点	
(2) 鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金	18 点	
2 屈曲バー		
不绣鋼及び特殊鋼	39 点	
M030 有床義歯内面適合法		
軟質材料を用いる場合 (1顆につき)		
1 シリコーン系	177 点	
2 アクリル系	100 点	

(別紙2)

材料料

N008 裝着

1 帯環 (1個につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ ガラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点
(2) 歯科用合着・接着材料 II	12点
(3) 歯科用合着・接着材料 III	4点
2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)	
ダイレクトボンド用ボンディング材料	6点

N008-2 植立 (1本につき)

歯科矯正用アンカースクリュー	378点
N012 床装置 (1装置につき)	15点
N013 リトラクター (1装置につき)	580点
N014 プロトラクター (1装置につき)	1,224点
N015 拡大装置 (1装置につき)	
1 床拡大装置	130点
2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)	14点
3 スケレトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)	237点
N016 アクチバトル (FKO) (1装置につき)	
1 アクチバトル	19点
2 ダイナミックポジショナー	40点
N017 リンガルアーチ (1装置につき)	231点
N018 マルチブラケット (1装置につき)	
1 矯正用線 (丸型)	17点
2 矯正用線 (角型)	12点
3 矯正用線 (特殊丸型)	19点
4 矯正用線 (特殊角型)	23点
5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型)	27点
N019 保定装置 (1装置につき)	
1 プレートタイプリテナー	15点
2 メタルリテナー	113点
3 スプリングリテナー	14点
4 リンガルアーチ	231点
5 リンガルバー	
不銹鋼及び特殊鋼	47点
6 ツースポジショナー	40点
7 フィクスドリテナー	49点
N020 鉤 (1個につき)	

1	簡単なもの 不銹鋼及び特殊鋼	8 点
2	困難なもの 不銹鋼及び特殊鋼	15 点
N021	帯環 (1 個につき)	
1	帯環のみ (1) 前歯 (2) 犬歯・臼歯	16 点 18 点
2	ブラケット付帯 (1) 前歯 (2) 犬歯・臼歯	35 点 37 点
3	チューブ付帯環 臼歯	62 点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット (1 個につき)	30 点
N024	弾線 (1 本につき)	5 点
N025	トルキングアーチ (1 本につき)	23 点